

# 道づくりだより

第69号 2013.11 島根県道づくり調整会議



## -Contents-

1. 国道485号 郡バイパスが完成しました（道路建設課）
2. 山陰道の事業進捗についてお知らせします（高速道路推進課）
3. 道路への倒木、枝・雑草の張り出しにご注意ください（道路維持課）
4. 農道を修繕・補強しています！！（農地整備課）

# 国道485号 郡バイパスが完成しました

隠岐の島町伊後地内～小路地内の郡バイパス(L=5,720m)が平成25年10月30日に完成しました。

## 国道485号郡バイパス位置図



## ○ 郡バイパスについて ○

国道485号は、隠岐の島町布施地内を起点として、途中海路となり、松江市の国道9号に至る幹線道路です。特に隠岐の島町においては、中央を南北に走る生活・観光・産業・緊急輸送路線として重要な道路です。

郡バイパス区間は、現道の道路幅が狭く、曲がりくねった急勾配の道路で、自動車の通行や歩行者の安全性に支障をきたしていたことから、平成14年度より整備を進めていました。

平成21年度の山光久見トンネル部の部分供用をはじめ、順次供用を図ってきたところであり、この度の完成により、道路の安全度や観光地へのアクセス等、利便性が向上しました。平成25年9月の「隠岐地域」の世界ジオパーク認定を受け、観光振興に寄与することが期待されています。

## ○ 事業概要 ○

- 工区延長 : 5,720m
- 事業場所 : 隠岐の島町伊後地内～小路地内
- 事業期間 : 平成14年度～平成25年度
- 道路規格 : 3種3級
- 設計速度 : 50km/h
- 道路幅員 : (一般部)車道6.0m+路肩1.0m×2  
(片歩道部)車道6.0m+路肩1.0m+0.5m  
+歩道2.5m  
(両歩道部)車道6.0m+路肩0.5m×2  
+歩道2.5m×2
- 主要構造物 : 山光久見トンネル L=915m  
垣の内橋 L=30m  
五箇大橋 L=30m

## 【完成写真】



起点側



終点側

# 山陰道の事業進捗についてお知らせします

山陰道では、今年度に一部が開通予定の仁摩・温泉津道路を始めとして、多伎・朝山道路、朝山・大田道路、浜田・三隅道路が各開通予定年度に向けて工事が進められています。今年度は新たに**出雲・湖陵道路**、**静間・仁摩道路**が工事に着手します。

また、昨年度に事業化した湖陵・多伎道路、大田・静間道路、三隅・益田道路では現地の測量・地質調査が終わり、10月下旬から11月下旬にかけて設計説明会が開催され、道路の詳細な設計を地元の方々に見ていただきました。今後は用地調査に着手していきます。

そのほか、福光浅利道路（仮称）、益田～萩間についても事業化に向けてそれぞれ環境影響評価の手続き、優先区間の絞込みが進められています。



大田・静間道路  
計画説明状況



三隅・益田道路  
図面確認状況



## ！道路への倒木、枝・雑草の張り出しにご注意ください！

道路や歩道への倒木、枝の張り出しにより通行の支障になったり、標識が見えづらくなっている所が多数あります。島根県ではパトロールを行い、そういった危険な箇所がないか確認しています。これが原因で車両や歩行者に事故が発生した時は、原因となった樹木の所有者の責任を問われること（※）がありますので、樹木の所有者の方は伐採または枝払いをお願いします。

また道路利用者の方も、万が一倒木や枝の張り出し等で見通しが悪い場合には、徐行または停止できるようなスピードで走行するなど、安全運転を心がけてください。（※強風や大雨の後は特に注意してください。）

皆さんが安全に道路を利用できるよう、ご協力をお願いします。



↑木が倒れ電線に引っかかっており、非常に危険です。



↑枝が歩道に張り出して、自転車・歩行者が通れません。

※樹木の所有者の責任については、法律で定められています。

- 道路上に倒れたり張り出した樹木の所有者は、その樹木が原因で事故が起こったとき、被害者に対して損害賠償責任を負う場合があります。

### 民法第717条（土地の工作物の占有者及び所有者の責任）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

- 道路を汚したり、土砂や樹木を置くなど、道路の構造や交通の邪魔になるようなことをしてはいけません。

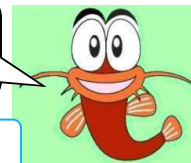
### 道路法第43条（道路に関する禁止行為）

何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞（おそれ）のある行為をすること。

## 農道を修繕・補強しています!!

農道を造るだけではなく、過去に造った農道を直す工事をしたり、補強する工事をすることで長持ちさせて、安心・安全に通行できるようにしているよ。



『しまねの農業農村整備  
すごく』キャラクター  
ドジョウのどうじょ君

### 農道の現状

本県の農道整備事業は、昭和40年から始まり、以来、約50年近くにわたり農業の生産性向上及び農産物の流通の効率化を図り、農業の近代化や農業経営の安定化に寄与しています。

また、本県の大部分を占める中山間地域においては、一般道と共に農道が基礎的な社会基盤の役割を果たし、農村地域の生活環境の改善にも寄与しており、農業以外の面でも重要な役割を果たしています。

しかし、これまでに整備された農道施設では、損傷・劣化箇所の修繕や老朽化の抑制、古い基準で建設された橋梁の耐震化が必要となっており、今後、維持管理及び更新費用の増加が見込まれています。

### 保全対策の取り組み状況

このようなことから、これまでの壊れた時点で修繕や更新を行う「事後保全」ではなく、劣化原因の除去や劣化の進行抑制を行う「予防保全」により農道施設の長寿命化を図り、維持管理費用を縮減するなどの取り組みが必要があり、本県では平成19年度からこれまでに8路線の農道において保全対策等の事業を実施しています。

この取り組みにより、農道施設の長寿命化及び耐震化を図り、農道としての機能を維持することで、安全・安心かつ効率的な農産物等の輸送路及び生活道路を確保しています。

なお、今年新たに4路線の農道施設の保全対策及び橋梁耐震化の事業に着手していますので、本稿で事業の概要を紹介します。

### 事業実施位置

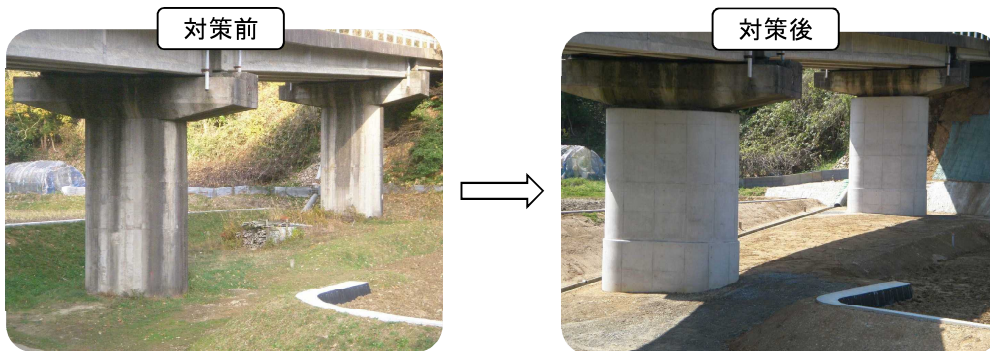




対策内容の事例

橋梁耐震補強

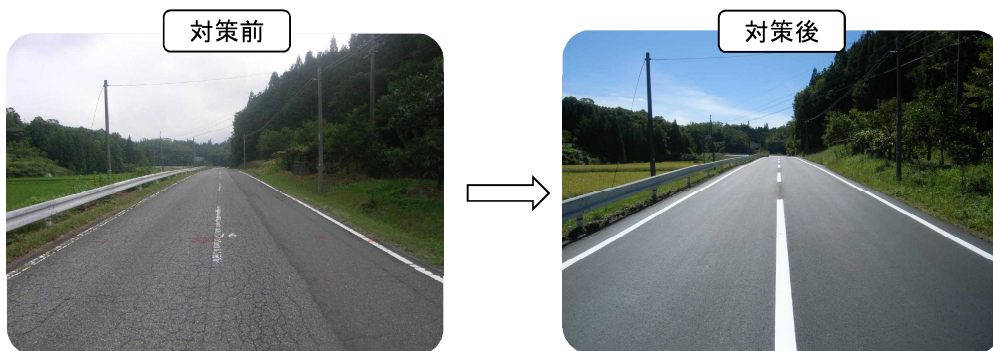
対策内容：・鉄筋コンクリートまたは鋼板の巻き立てによる橋脚補強  
・落橋防止装置及び変位制限装置の設置 など



鉄筋コンクリート巻立による橋脚補強の例

舗装修繕

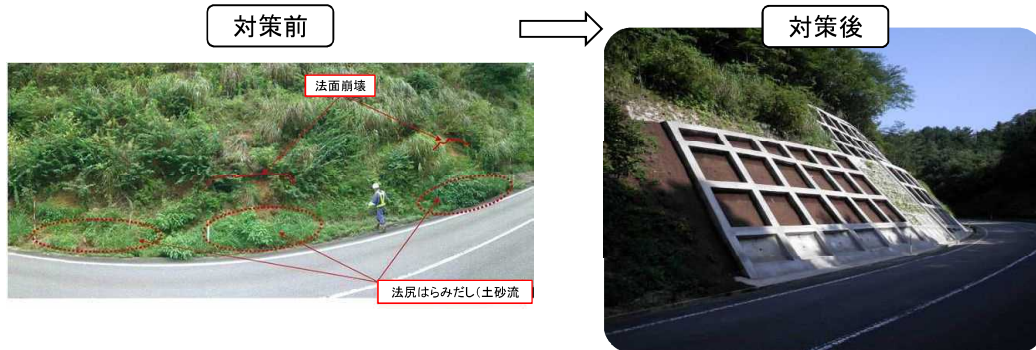
対策内容：・切削オーバーレイや路上再生路盤による舗装の修繕 など



舗装ひび割れ及びわだち掘れの修繕例

法面对策

対策内容：・吹付法砕工による法面の安定化及び保護  
・劣化したモルタル吹付法面の修繕 など



吹付法砕による法面安定対策の例

これらのほかに、線形改良、トンネル照明の更新、雪崩防止柵の設置などを実施する予定です。